

石野所長! 「責任追及」や「処分乱発」では真の安全は築けませんよ!

大二運・石野所長は、8月、9月と連続して個人名こそ出さないものの発生した事象からみて私たち東海労の取り組み、あるいは東海労組合員に対する誹謗・中傷を所内誌「轍」を活用して行ってきています。「交差点No.199」では石野所長の認識を質すように主張しましたが、性懲りもなく続けてきましたので貴重な紙面で再度、石野所長に申します。

石野所長は、輪をかけて「轍(9月号)」において、会社の「時系列等報告書」強要を正当化する文面を載せました。

2007年1月15日、職場に貼られた突然の掲示以降、「時系列等報告書」の用紙が職場に置かれました。私たちはそれまで、事象発生の原因究明よりも「本人への責任追及」に利用していた会社の「始末書」「顛末書」「状況報告書」強要に反対してきました。

本来、起きた事象に対しては原因を究明し再発防止を優先するべきですが、会社は事象を起こした社員に顛末書・始末書を書かせ責任を本人にかぶせてきました。会社の資料によると「時系列等報告書」とは、「事故または非違行為の発生等、…非違行為の当事者または関係する社員に業務命令により記入させる報告書」とあります。

しかし、現在職場では、本人に何ら関係のない事象でも強要し、一度書き出すと書き直しや訂正を求めてきています。普段、乗務員は、事象が起きた時は関係箇所に連絡し、乗務報告書にも記入して報告しています。そもそも「非違行為」とは誰が決めるのでしょうか。本人が非違行為がないと主張しても会社は許してくれるのでしょうか。「指示」だけが根拠となり誰が指示したのか、どこへ提出するのかさへも曖昧なままです。なぜ会社は「書く」ことを求めるのでしょうか。会社の狙いは、報告を求めることよりも管理者の指示には黙って従う社員になれということをおぼろげに見えてきます。だから私たちは、理不尽な業務指示や責任追及となるような命令には断固、拒否しているのです。

たて続けに「特異な事象」として処分通知について載せています。

所内誌には、会社が求めたとおりの内容を、組合員が報告書に記入する指示に従わなかった事を理由にして「自らのミスに起因した不祥事とその事象報告を拒否した行為」に対し通知した処分通知書を破棄したことを問題にしています。当日、本人は会社から事象聴取を受けて当日の報告を行いました。直接の報告が済んでいるにも関わらず会社の指示する内容を記入するよう強要しました。「自らのミス」とは何でしょうか。当日の列車の10号車乗務員室の鎖鍵を忘れたのは組合員ではありません。今だに原因はハッキリしません。他の社員のミスに組合員に被せるようなやり方は断固、許せません。

会社の「不当な処分」をなぜ、かしくまって受取らなければならないのでしょうか！通知した会社の異常さを組合員個人の対応へと問題をすり替える所内誌「轍」の目的は、労務管理の道具ではありません！